

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 宮城県議会議員一般選挙の期日等 一
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者 一
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時 二
- 宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額 三
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件) 三
- 開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと 四
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(二十三件) 四
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(二十三件) 七

ページ

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十一号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、宮城県議会議員の任期満了による選挙の期日及び各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりである。
令和元年十月十八日

- 宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
- 一 選挙期日 令和元年十月二十七日
 - 二 宮城県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
青葉	七人	岩沼	一人
宮城野	四人	登米	二人
若林	三人	栗原	二人
太白	五人	東松島	一人
泉	五人	大崎	四人
石巻・牡鹿	五人	富谷・黒川	二人
塩釜	二人	柴田	二人
気仙沼・本吉	三人	亘理	一人
白石・刈田	二人	宮城	一人
名取	二人	加美	一人
角田・伊具	一人	遠田	一人
多賀城・七ヶ浜	二人		

○宮選管告示第百三十二号
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
令和元年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙区名	選挙所	氏名	住居	同上職務代理者
青葉	富谷市明石台五丁目三五番地一四	鈴木浩司	仙台市太白区太子堂五番九号	寺嶋司

宮 城 野	若 林	太 白	泉	石 卷 鹿	塩 釜	本 気 仙 沼 吉	刈 白 石 田	名 取	伊 角 田 具	七 多 賀 城 濱	岩 沼	登 米	栗 原	東 松 島	大 崎	富 谷 川	黒 谷	柴 田	亘 理	宮 城
黒川郡大和町吉岡字上 道下三八番地の二	仙台市泉区旭丘堤一丁 目一―番三三	富谷市明石台五丁目三 五番地一四	塩竈市松陽台三丁目一 七番地一四	大崎市古川駅南一丁目 一七番地	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二	八 気仙沼市神山一―番地	名取市手倉田字諏訪一 五二番地の四	二 仙台市宮城野区仙石一 二番一	仙台市太白区西中田五 丁目二六番二五	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二	登米市迫町新田字田上 一六一番地	北内一九番地の三 仙台市青葉区上愛子字	大崎市古川駅南一丁目 一七番地	栗原市志波姫新沼崎七 九番地七	仙台市宮城野区松岡町 二〇番地の三二	一 名取市増田二丁目一―番 一五	三 仙台市泉区高森七丁目 三五番地の七	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二		
支 倉 政 則	鈴 木 晃 一	鈴 木 浩 司	遠 藤 康 治	高 橋 浩 美	菅 野 勝 巳	九 嶋 実 晋	志 賀 信 二	佐 々 木 詳 一	服 部 正 明	菅 野 勝 巳	菊 池 政 人	久 光 浩	菅 原 浩 幸	高 橋 浩 美	平 田 成 輝	伊 藤 明 人	佐 藤 智 秋	菅 原 勇 治	菅 野 勝 巳	
仙台市青葉区具ヶ森四 丁目二四番一五号	柴田郡大河原町字町六 八番地	仙台市太白区太子堂五 番九号	石巻市桃生町中津山字 八木一九〇番地一	栗原市金成干谷沢一二 番地一	仙台市泉区住吉台西三 丁目九番地の四	気仙沼市南郷六番地四	一 白石市南町一丁目六番 一五号	仙台市太白区大野田五 丁目三番地の一	仙台市太白区西中田三 丁目一番一	仙台市太白区大野田四 丁目一〇番地の四	柴田郡村田町大字村田 字松崎二番地一	九 仙台市青葉区千代田町 九番三〇号	栗原市金成干谷沢一二 番地一	栗原市築館字城生野唐 崎五八番地	仙台市泉区松森字明神 二二番地の三六	仙台市青葉区台原三丁 目三四番一〇号	仙台市太白区郡山五丁 目一―番二〇号	仙台市泉区住吉台西三 丁目九番地の四		
熊 谷 和 幸	鈴 木 正 弘	寺 嶋 司	木 村 博	菅 原 寛 実	工 藤 宏 司	神 田 恭 輔	浅 野 省 吾	鈴 木 芳 光	佐 藤 康 隆	工 藤 宏 司	田 村 亮	大 庭 敏 博	大 森 華 枝	菅 原 寛 実	鈴 木 育 夫	菅 原 慶 弘	伊 藤 淳	菅 野 秀 和	工 藤 宏 司	

○宮選管告示第百三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和元年十月二十七日執行の宮
城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和元年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙区	場 所	日 時
加 美	栗原市志波姫新沼崎七 九番地七	令和元年十月二十九日 午前十一時
遠 田	仙台市青葉区上愛子字 北内一九番地の三	令和元年十月二十九日 午前十一時
菅 原 浩 幸	仙台市青葉区千代田町 九番三〇号	令和元年十月二十九日 午前十一時
平 田 成 輝	栗原市築館字城生野唐 崎五八番地	令和元年十月二十九日 午前九時
鈴 木 育 夫	仙台市泉区松森字明神 二二番地の三六	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 寛 実	仙台市青葉区台原三丁 目三四番一〇号	令和元年十月二十九日 午前九時
伊 藤 淳	仙台市太白区郡山五丁 目一―番二〇号	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 野 秀 和	仙台市泉区住吉台西三 丁目九番地の四	令和元年十月二十九日 午前九時
工 藤 宏 司	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二	令和元年十月二十九日 午前九時
登 米 浩	登米市迫町新田字田上 一六一番地	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 浩 幸	北内一九番地の三 仙台市青葉区上愛子字	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 寛 実	大崎市古川駅南一丁目 一七番地	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 慶 弘	栗原市志波姫新沼崎七 九番地七	令和元年十月二十九日 午前九時
伊 藤 明 人	仙台市宮城野区松岡町 二〇番地の三二	令和元年十月二十九日 午前九時
佐 藤 智 秋	名取市増田二丁目一―番 一五	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 勇 治	三 仙台市泉区高森七丁目 三五番地の七	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 野 勝 巳	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 野 勝 巳	八 気仙沼市神山一―番地	令和元年十月二十九日 午前九時
志 賀 信 二	名取市手倉田字諏訪一 五二番地の四	令和元年十月二十九日 午前九時
佐 々 木 詳 一	二 仙台市宮城野区仙石一 二番一	令和元年十月二十九日 午前九時
服 部 正 明	仙台市太白区西中田五 丁目二六番二五	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 野 勝 巳	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二	令和元年十月二十九日 午前九時
菊 池 政 人	登米市迫町新田字田上 一六一番地	令和元年十月二十九日 午前九時
久 光 浩	柴田郡村田町大字村田 字松崎二番地一	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 浩 幸	九 仙台市青葉区千代田町 九番三〇号	令和元年十月二十九日 午前九時
高 橋 浩 美	栗原市金成干谷沢一二 番地一	令和元年十月二十九日 午前九時
平 田 成 輝	栗原市築館字城生野唐 崎五八番地	令和元年十月二十九日 午前九時
伊 藤 明 人	仙台市泉区松森字明神 二二番地の三六	令和元年十月二十九日 午前九時
佐 藤 智 秋	仙台市青葉区台原三丁 目三四番一〇号	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 原 勇 治	仙台市太白区郡山五丁 目一―番二〇号	令和元年十月二十九日 午前九時
菅 野 勝 巳	仙台市泉区住吉台西三 丁目九番地の四	令和元年十月二十九日 午前九時
工 藤 宏 司	仙台市泉区明石南五丁 目七番地の二	令和元年十月二十九日 午前九時

石巻・牡鹿	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎	令和元年十月二十九日 午前十時
登米	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎	令和元年十月二十九日 午前十時
東松島	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎	令和元年十月二十九日 午前十時三十分
気仙沼・本吉	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六 宮城県気仙沼合同庁舎	令和元年十月二十九日 午前十時

○宮選管告示第百三十四号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和元年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙区	支出金額の制限額	選挙区	支出金額の制限額
青葉選挙区	六、八一三、九〇〇円	岩沼選挙区	六、九二九、二〇〇円
宮城野選挙区	七、二〇六、八〇〇円	登米選挙区	六、七〇九、四〇〇円
若林選挙区	七、〇七八、四〇〇円	栗原選挙区	六、三三五、七〇〇円
太白選挙区	七、一〇七、四〇〇円	東松島選挙区	六、六八九、六〇〇円
泉選挙区	六、八八七、四〇〇円	大崎選挙区	六、一七七、一〇〇円
石巻・牡鹿選挙区	六、〇三一、七〇〇円	富谷・黒川選挙区	七、〇七一、〇〇〇円
塩釜選挙区	五、八三二、三〇〇円	柴田選挙区	六、七六四、三〇〇円
気仙沼・本吉選挙区	五、七二七、〇〇〇円	亘理選挙区	七、一六六、八〇〇円
白石・刈田選挙区	五、五九三、一〇〇円	宮城選挙区	七、三七六、八〇〇円
名取選挙区	六、五六六、八〇〇円	加美選挙区	六、〇二八、八〇〇円

角田・伊具選挙区	六、九四八、六〇〇円	遠田選挙区	六、八〇七、三〇〇円
多賀城・七ヶ浜選挙区	六、七二六、七〇〇円		

○宮選管告示第百三十五号

令和元年十月十七日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、七五三
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四二、二〇六
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、九一六	岩沼選挙区	一一、一六六
宮城野選挙区	五三、一一〇	登米選挙区	二二、五六五
若林選挙区	三八、二九三	栗原選挙区	一九、五六四
太白選挙区	六四、四〇五	東松島選挙区	一一、二〇三
泉選挙区	五九、九八六	大崎選挙区	三六、五八〇
石巻・牡鹿選挙区	四二、八〇四	富谷・黒川選挙区	二五、四七〇
塩釜選挙区	一五、五二一	柴田選挙区	二三、〇〇六
気仙沼・本吉選挙区	二二、〇一一	亘理選挙区	一三、一一〇

白石・刈田選挙区 一三、五九九 宮城選挙区 一三、九六三
 名取選挙区 二一、四二〇 加美選挙区 八、五五〇
 角田・伊具選挙区 一一、二四四 遠田選挙区 一一、六七六
 多賀城・七ヶ浜選挙区 二一、七〇五

○宮選管告示第百三十六号

令和元年十月十七日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、二〇六

○宮選管告示第百三十七号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（次の選挙区）における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。

令和元年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

青葉選挙区、宮城野選挙区、若林選挙区、太白選挙区、泉選挙区、塩釜選挙区、名取選挙区、岩沼選挙区、登米選挙区、栗原選挙区、東松島選挙区、大崎選挙区

○仙青選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 鈴 木 浩 司

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙宮選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 支 倉 政 則

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙若選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

選挙長 鈴 木 晃 一

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙太選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 鈴 木 浩 司

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙泉選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（泉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 遠 藤 康 治

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○石牡選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（石巻・牡鹿選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 高橋 浩 美

石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

○塩選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（塩釜選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 菅野 勝 巳

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○気本選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（気仙沼・本吉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 九嶋 実 晋

気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六

宮城県気仙沼合同庁舎

○白刈選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（白石・刈田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 志賀 信 二

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○名選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（名取選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 佐々木 詳 一

仙台市太白区长町七丁目二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○角伊選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（角田・伊具選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 服部 正 明

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○多七選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 菅野 勝 巳

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○岩選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙（岩沼選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 菊池 政 人

仙台市太白区长町七丁目二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○登選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(登米選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 久 光 浩

石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

○栗選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(栗原選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 菅 原 浩 幸

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○東選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(東松島選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 高 橋 浩 美

石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

○大選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(大崎選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 平 田 成 輝

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○富黒選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(富谷・黒川選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙富谷・黒川選挙区

選挙長 伊 藤 明 人

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○柴選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(柴田選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 佐 藤 智 秋

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○巨選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(巨理選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

選挙長 菅 原 勇 治

仙台市太白区长町七丁目二二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○宮選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(宮城選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区

塩竈市錦町五番二八号
選挙長 菅野勝巳

宮城県塩釜県税事務所

○加選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(加美選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区

選挙長 平田成輝

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○遠選告示第一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(遠田選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区

選挙長 菅原浩幸

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○仙青選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(青葉選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 鈴木浩司

一 場所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

二 日時 令和元年十月二十四日

○仙宮選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(宮城野選挙区)における選挙立会人のくじは

次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 支倉政則

一 場所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

二 日時 令和元年十月二十四日

○仙若選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(若林選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

選挙長 鈴木晃一

一 場所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

二 日時 令和元年十月二十四日

○仙太選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(太白選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 鈴木浩司

一 場所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

二 日時 令和元年十月二十四日

○仙泉選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(泉選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 遠藤康治

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎
二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○石牡選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙立会人のく
じは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 高 橋 浩 美

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○塩選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(塩釜選挙区)における選挙立会人のくじは次
のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○気本選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(気仙沼・本吉選挙区)における選挙立会人の
くじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 九 嶋 実 晋

一 場 所 気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六 宮城県気仙沼合同庁舎

二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○白刈選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(白石・刈田選挙区)における選挙立会人のく
じは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 志 賀 信 二

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一 宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○名選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(名取選挙区)における選挙立会人のくじは次
のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 佐々木 詳 一

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○角伊選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(角田・伊具選挙区)における選挙立会人のく
じは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 服 部 正 明

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一 宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時

○多七選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙立会人
のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○岩選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(岩沼選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 菊 池 政 人

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○登選告示第二号

二 日 時 令和元年十月二十四日

○登選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(登米選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 久 光 浩

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○栗選告示第二号

二 日 時 令和元年十月二十四日

○栗選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(栗原選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 菅 原 浩 幸

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○東選告示第二号

二 日 時 令和元年十月二十四日

○東選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(東松島選挙区)における選挙立会人のくじは
 次のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 高 橋 浩 美

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○大選告示第二号

二 日 時 令和元年十月二十四日

○大選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(大崎選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 平 田 成 輝

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○富黒選告示第二号

二 日 時 令和元年十月二十四日

○富黒選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(富谷・黒川選挙区)における選挙立会人のく
 じは次のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙富谷・黒川選挙区

選挙長 伊 藤 明 人

一 場 所 仙台市青葉区堤通兩宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎
 二 日 時 令和元年十月二十四日 午後五時
 ○柴選告示第二号

二 日 時 令和元年十月二十四日

○柴選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(柴田選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和元年十月十八日

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 佐藤 智秋

一 場所 柴田郡大河原町字南二二九番地一 宮城県大河原合同庁舎

二 日時 令和元年十月二十四日 午後五時

○巨選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(巨選選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

選挙長 菅原 勇治

一 場所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日時 令和元年十月二十四日 午後五時

○宮選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(宮城選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区

選挙長 菅野 勝巳

一 場所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

二 日時 令和元年十月二十四日 午後五時

○加選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(加美選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区

選挙長 平田 成輝

一 場所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎

二 日時 令和元年十月二十四日 午後五時

○遠選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙(遠田選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年十月十八日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区

選挙長 菅原 浩幸

一 場所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎

二 日時 令和元年十月二十四日 午後五時